

## 平成 24 年度第 4 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 平成 25 年 3 月 6 日（水） 14 時 00 分～16 時 15 分  
場 所 岸記念体育会館 2 階 理事・監事室  
出席者 坂本本部長、佐藤、住谷の各副本部長  
佐藤（厚）、谷藤、藤沼、上杉、神野、安川、大橋、組橋、川久保、野田、望月、  
佐々木、佐藤（高）、長尾、宗像、工藤の各常任委員  
〈委 任〉宇津木副本部長、原、富田の各常任委員  
一委員総数 22 名、うち出席 22 名（委任 3 名を含む）  
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。  
〈事務局〉小林部長、江橋課長、他少年団課員

坂本本部長からの挨拶の後、本部長を議長として、議事に入った。

### 議 案

#### 1. 平成 24 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

3 月 7 日開催の委員総会は、「日本スポーツ少年団次期常任委員の選出について」をはじめとした 6 点を審議すること、また、6 点の報告を行った後に、役員改選を行う旨を諮り、これを承認。

#### 2. 東日本大震災に伴う対応について

岩手県、宮城県、福島県の被災 3 県では、現在も仮設住宅で生活している人々が多く、また、スポーツ活動の場であるグラウンド等に仮設住宅が建てられているなどの状況から、活動が制限されているなど、多くの地域で復興が十分に進んでいない。

当該県の中で、比較的被害が少なかった地域では、各種事業が以前よりも実施されるようになったが、平成 25 年度も、引き続きの支援が必要と判断したことから、専門部会にて登録に関する特別措置を次のとおりとした。

- 1) 平成 22 年度登録者は、平成 25 年度も引き続きスポーツ少年団登録を行っているものと見なす。
- 2) 平成 24 年度から新規にスポーツ少年団活動に参加した者のうち、平成 25 年度も引き続きスポーツ少年団活動に参加する者については、スポーツ少年団登録を行っているものと見なす。
- 3) 平成 25 年度から新規にスポーツ少年団活動に参加する者については、登録手続きが完了しているものと見なす。

また、対象地域は、従前同様、岩手県、宮城県、福島県内の 104 市町村とする。

さらに、平成 25 年度見なし登録対象者の取扱いは次のとおりとする。

- 1) スポーツ少年団が主催する事業への参加は、例年同様、団員・指導者ともに参加可能とする。
- 2) 日本スポーツ少年団指導者制度第 3 条第 5 項「資格の喪失」第 1 号「スポーツ少年団登録を行わなかったとき」に該当せず、資格を喪失しない。
- 3) 平成 25 年 3 月 31 日及び平成 25 年 9 月 30 日が有効期限となっている認定育成員資格保持者の平成 25 年度の研修会の受講義務を免除する。
- 4) スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会の各都道府県における資格認定は、日本スポーツ少年団指導者制度に基づく。

- 5) 組織整備強化事業における登録数は、平成 22 年度登録確定時の登録数を平成 25 年度分として扱う。

以上の内容について諮り、これを承認。3 月 7 日開催の委員総会に付議することとした。

### 3. 平成 25 年度日本スポーツ少年団事業計画及び予算について

平成 25 年度事業計画については、昨年 5 月開催の平成 24 年度第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会にて承認を得、また、承認された事業計画に基づく予算編成は本部長一任事項となっていた。

その後、「認定育成員研修会」の会場数の変更、「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」における新規事業の開始などを踏まえ、日本体育協会での全体的な調整を行った平成 25 年度事業計画・予算について説明。

#### 【事業計画の主な変更点】

- 1) 「認定育成員研修会」は、参加者が参加しやすい環境を整えること、参加者の受講機会を増やすことを目的に、会場数を現行の 7 会場から 10 会場に増やす。また、平成 21 年度から 1 日制での実施を 3 会場で試験的に導入していたが、会場数の増とあわせ、全会場 1 日制にする。
- 2) 「スポーツ活動サポートキャンペーン事業」として、新たに取り組む「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック啓発強化」では、指導者の研修機会の拡充を目的に、テレビ会議システムを活用した情報提供事業「LIVE ON SEMINAR」を開催する。

#### 【予算】

<収入の部>

- 1) 「登録料」は、平成 24 年度の登録数から判断した減少率、また、東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県にて登録に関する特別措置（見なし登録）を行うため、団員・指導者併せて 1 万 2 千名の減を見込み、4 百 40 万円減の 3 億 5 千 5 百 60 万円。
- 2) 「補助金等」における「国庫補助金」は、日中団員交流が受入の年となり、2 百 63 万 8 千円減の 4 百 88 万 6 千円。

「スポーツ振興基金助成金」は、これまで財団法人 JKA から補助を受けていた全国スポーツ少年大会を平成 25 年度からスポーツ振興基金助成金に振り替えて要望することから、1 千 1 百 64 万 6 千円増の 4 千 8 百 66 万 9 千円。

「スポーツ振興くじ助成金」は、創設 50 周年記念事業が終了となったものの、認定員養成講習会経費を新たに要望したことなどから、1 千 7 百 91 万円増の 8 千 6 百 22 万 6 千円。

「競輪公益資金補助金」は、これまでシニア・リーダースクール開催費、認定員養成講習会費、全国スポーツ少年大会開催費、日独スポーツ少年団同時交流実施費を要望していたが、競輪売上金の減少に歯止めがかからないことから、平成 25 年度の要望は見送る。

「日本馬主協会連合会助成金」は、日本体育協会として助成金の振り分けを調整したことなどから、少年団組織整備強化事業費として、新たに 1 千万円を計上。

- 3) 「負担金」は、大会・講習会参加者の参加料を実人数ベースで算出したことなどにより、2 百 61 万 2 千円減の 7 千 7 百 55 万 2 千円。
- 4) 「協賛金」は、軟式野球大会における読売新聞社の負担金を負担金に振替計上したことなどから、1 百 76 万円減の 1 千 2 百 39 万円。

以上のことから、収入合計額は、1 億 2 千 7 百 31 万 4 千円減の 6 億 2 百 96 万 3 千円となる。

<支出の部>

- 1) 「指導者・リーダー養成・研修事業」において、創設 50 周年記念事業の実施に伴い開催を見合わせた「スポーツ少年団指導者全国研究大会」を、平成 23 年度と同様の形態で開催するため 8 百 20 万 9 千円を計上。  
「シニア・リーダースクール」は、実参加者数の減少を見込み、1 百 92 万円減の 6 百 38 万 5 千円。  
「ジュニア・リーダースクール」は、組織整備強化事業に振替計上したことなどから、合計で 2 百 74 万 4 千円増の 7 千 6 百 44 万 7 千円。
- 2) 「指導者協議会事業」は、会場費の減額を見込み、86 万 6 千円減の 2 百 94 万 9 千円。
- 3) 「国内交流事業」は、各事業での節約執行を見込み、3 百 20 万 7 千円減の 8 千 7 百 19 万円。
- 4) 「国際交流事業」における「日独スポーツ少年団同時交流」は、日本団派遣に伴う経費の節約執行等を見込み 6 百 76 万 5 千円の減。  
日独スポーツ少年団指導者交流は、日独指導者セミナーの実施に変わり、6 百 54 万 5 千円を計上。  
「日中青少年スポーツ団員交流」及び「日中青少年スポーツ指導者交流」は、それぞれ受入の年にあたり、団員交流は 7 百 32 万 9 千円、指導者交流は 3 百 28 万 1 千円を計上。  
以上のことから、合計で 1 千 4 百 26 万 3 千円減の 7 千 1 百 79 万円。
- 5) 「広報出版事業」は、情報誌「Sports Japan」等を発行する経費として、7 百 91 万 5 千円減の 8 千 1 百 3 万 2 千円。
- 6) 「研究調査事業」は、第 9 次育成 5 か年計画の遂行にあたり、各種調査事業を実施する計画としているため、1 百 70 万円増の 8 百 82 万円。
- 7) 「組織整備強化事業」は、「ジュニア・リーダースクール」の予算を振替計上したが、他の経費の減額を見込み、1 百 28 万円増の 1 億 3 千 7 百 55 万 3 千円。
- 8) 「登録認定関係事業」は、各種資料作成経費の縮減等により、合計で 1 百 17 万 5 千円減の 3 千 2 百 15 万 3 千円。

以上のことから、支出合計額は 5 億 7 千 9 百 22 万円となり、収入から支出を引いた収支差額は 2 千 3 百 74 万 3 千円となる。

なお、平成 25 年度予算は、各種補助金・助成金は要望額を計上しており、今後変動する可能性があること、また、事業計画及び予算は、今後、3 月 13 日の日本体育協会第 6 回理事会並びに 3 月 27 日の臨時評議員会で、日本体育協会全体の事業計画及び予算として承認を得る。

以上、平成 25 年度事業計画及び予算について諮り、これを承認。3 月 7 日開催予定の委員総会に付議することとした。

【意見・要望】

組橋常任委員

認定員養成講習会検定試験では、例年若干の不合格者が出ていたが、本年度は、全体の 2 割弱が不合格という状況となった。

不合格者の多くは、60 分の試験時間内に全ての問題を解くまでに至らない状況である。試験の内容に対して、時間が充分でないと思われるため、試験時間を 90 分に変更してはどうか。

不合格者があまりに多いと、これから資格取得を目指す指導者の研修会への参加意欲が低下してしまうことが危惧される。

事務局

検定試験については、ブロック会議でもご意見をいただいております。近日中に指導育成部会員に対し、検定試験についての意見聴取を行う予定である。

- また、認定員養成講習会は、日本体育協会公認スポーツ指導者資格の取得に際し履修が必要な共通科目 I に該当する検定試験も包含している。今後の指導育成部会員への意見聴取の結果を踏まえ、指導者育成部と協議し、必要に応じ検定試験の改善等に努めたい。
- 佐々木常任委員 テキストに掲載されていない文言が検定試験に出題されている。講習会の講師が、受講者に対しどのように説明してよいか戸惑う場面もある。この点を踏まえ、検定試験の改善を検討願いたい。
- また、発達障害やそれに近い障害を持った子どもを受け入れている、または、今後受け入れる単位団があるかもしれないため、その受入体制や指導方法をテキストに盛り込むことを検討していただきたい。
- 佐藤（厚）常任委員 北海道内では、各単位団に対し、年 2 回の運動適性テストの実施を推奨している市町村もある。テストを円滑に実施するために、公認体力テスト判定員の養成のため、公認体力テスト指導員がその任にあっている。
- しかし、近年、公認体力テスト指導員養成講習会が開催されていないため、新たな公認体力テスト指導員が養成できなるとともに、現在公認体力テスト指導員の有資格者の高齢化が問題となっている。
- 従って、養成講習会が開催されないと、公認体力テスト指導員がいなくなり、公認体力テスト判定員の養成に支障が出ることが予想されるため、3 年に 1 回程度でよいので、養成講習会の開催を要望したい。
- 事務局 これまでの体力テスト指導員養成講習会の参加状況に鑑み、近年は養成講習会を開催していない状況である。
- 本件を所管する指導者育成部と相談の上、今後の方向性を検討していきたい。
- 安川常任委員 運動適性テストの種目の一つである「5 分間走」について、対象年齢が 8 歳以上と実施要項に定められている。スポーツ少年団への登録は小学校一年生から可能で、テスト実施時に 8 歳未満の団員も参加している際、保護者等になぜ 8 歳以上の団員と一緒に「5 分間走」を実施できないのかと聞かれると答えに困ってしまう。
- 他の種目と同じように、「5 分間走」についても、全ての団員が参加できるよう検討いただきたい。
- 事務局 8 歳未満の団員が運動適性テストを行う場合、「5 分間走」を除く 4 種目での実施としている。これはテスト実施者の安全を考慮した上での措置であることをご理解いただきたい。
- 神野常任委員 予算について、収入合計額から支出合計額を引くと差額が発生している。平成 24 年度の予算では予備費の計上がなされていたが、平成 25 年度の予算では予備費の計上は行わないのか。
- 事務局 平成 24 年度の予算においては、創設 50 周年記念事業にて、全国展開事業の詳細が決定した際の充当経費として、予備費を計上していた。平成 25 年度の予算については、平成 25 年度に実施予定の事業が概ね決定していることから、予備費としての計上は行わない。
- 今回お示しの予算書に記されている各種補助金・助成金は全て要望額であり、今後行われる各補助先・助成先からの査定により、交付額が変更となる可能性があることをご承知おきいただきたい。

#### 4. スポーツ少年団活動現場からの暴力の根絶について

昨年末の高校運動部活動での体罰に端を発し、社会問題となっているスポーツ指導における暴力問題について、1 月 16 日に開催した日本体育協会理事会で了承を得た以下の対応について、1 月 21 日付文書にて日本体育協会加盟団体等へ発信した。

- 1) 大阪市立高校で発生した事案については、学校教育活動の一環としてのクラブ活動で起こったことではあるが、このような事態となったことを重く受け止め、スポーツ界として今後二度と生ずることがないように、日本体育協会加盟団体等に対して、「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」の周知徹底と倫理委員会などの体制整備を図る。
- 2) 各種指導者の養成講習会・研修会を所管する指導者育成専門委員会、また、スポーツ少年団指導者の養成講習会・研修会を所管するスポーツ少年団常任委員会にて、各スポーツ指導者の指導に関する対応のあり方、指導理念の向上など、その対応について検討する。

その後、柔道ナショナルチームでの暴力行為が明らかとなり、文部科学大臣が「スポーツ指導における暴力根絶へ向けて」とのメッセージを発信するまでに発展し、日本体育協会としても、一層明確な姿勢を関係者に求めるため、文部科学大臣のメッセージを添え、2月7日付で日本体育協会加盟団体等へ、スポーツ指導における暴力根絶への対応について発信した。

また、指導場面における暴力根絶に関する日本体育協会張会長のメッセージ及び坂本本部長のメッセージを2月25日に、日本体育協会指導者育成専門委員会の監物委員長のメッセージを2月14日に発信することとなり、全て日本体育協会のホームページに掲載することと併せ、3月10日発行の「Sports Japan」に、全てのメッセージを掲載する旨を報告。

続いて、日本スポーツ少年団の「スポーツ少年団活動現場からの暴力根絶に向けた取組み」に関し、現段階で必要と考えられる事項を次のとおり説明。

#### 1) 「坂本本部長のメッセージ」発信

団員たちにとってより良い団活動環境を整備する観点から、今後、日本スポーツ少年団として、活動の実態把握、最新のスポーツ医・科学情報を学ぶこととなる資格の取得奨励、養成講習会の講義の内容や方法の改善、研修会での倫理研修の充実等に取り組む考えを示す。

#### 2) 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンのさらなる推進

既に第1回常任委員会です承を得、全国のスポーツ少年団関係者に推奨していた本キャンペーンをより一層推進し、フェアプレイ宣言を行い、フェアプレイ7か条を自らの行動指針とすることなどによって、スポーツの意義を高めていく。

#### 3) 「単位団への複数有資格者の配置」

第9次育成5か年計画の施策としている本取り組みによって、指導者自身の資質向上もさることながら、複数の指導者によってお互いが指導の内容を高め、独善的な指導を防ぐ。

#### 4) 「暴力行為等苦情対応機関の設置」、「罰則規定制定」

不適切な指導が発生した場合の対応として、日本体育協会として整理をした上で、スポーツ少年団としても検討する。

#### 5) 「日本スポーツ少年団主催の全国スポーツ少年団競技別交流大会における参加団員・指導者へのアンケート調査」

日本スポーツ少年団が主催する全国スポーツ少年団競技別交流大会において、参加団員及び指導者に対し、暴力行為を含む不適切な指導の有無の実態を把握するべく、3月7日開催予定の委員総会にも諮った上で、アンケート調査を実施する。今後は、各競技別交流大会の参加者、保護者などを含む単位団関係者に対して、都道府県スポーツ少年団から、予め調査の実施と調査への協力を依頼したい。なお、アンケート調査の具体的な内容については、坂本本部長に一任としたい。

以上の取組みについて諮り、これを承認。3月7日開催予定の委員総会に付議することとした。

【意見・要望】

- 工藤常任委員 団員・指導者への実態調査は、調査結果を今後どのようにいかしていくかがポイントになるだろう。調査結果の公表等についてはどのように考えているか。
- 事務局 先ほどご説明申し上げた「暴力行為等苦情対応機関の設置」や「罰則規定制定」を検討する上で、調査結果を活用していくことを想定しているが、今日の段階では調査結果を公表するという結論には至っていない。
- 工藤常任委員 現在、各競技団体が独自に暴力行為等に関する実態調査を進めている。日本バレーボール協会では、小学生の全登録チームに対し、現在調査を行っており、3月中を目途に調査結果がまとまる予定である。調査結果は、今後の研修活動等を検討する際に活用される予定である。スポーツ少年団として実態調査を行う際には、既に実施された各競技団体の実態調査の内容と重複しない質問用紙を作る等の工夫が必要だと考える。また、調査を行う際には、調査を行う旨を参加団員と指導者に対し事前に告知した上で実施していただきたい。
- 事務局 調査の実施にあたっては、各都道府県スポーツ少年団を通じ、保護者を含めた関係者に、交流大会にて調査を実施すること、また、調査に協力していただきたい旨、周知していきたい。
- 工藤常任委員 調査実施に伴い、マスコミ等から結果について問い合わせが入ることも想定される。調査結果を今後どのように取り扱うかを十分検討した上で、調査を行うべきである。
- 上杉常任委員 各競技団体との話し合いを含め、スポーツ少年団としてやらなければいけないことが全て後手に回っている。大至急取り組んでいただきたい。また、アンケートの内容は、内容が多すぎて、小学生には理解できないのではないかと。暴力行為を含む不適切な指導の有無を確認することが重要であり、より簡易な内容とするよう検討していただきたい。

5. 平成26年度第36回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の開催地について

平成26年度第36回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会の開催候補地については、当初、第3回常任委員会にて決定する予定としていたが、最終的な開催候補地の決定には至らなかったため、3月の常任委員会並びに委員総会にて開催地を決定することとしていた。

その後、2月7日、8日に開催の北海道・東北ブロック会議にて、平成26年度の開催候補地が協議され、北海道を候補地となったことから、平成26年度の開催地を北海道とすることについて諮り、これを承認。

6. 平成27年度全国スポーツ少年大会及び競技別交流大会の開催地について

平成27年度に東北ブロックが担当する全国スポーツ少年大会及び西地区が担当する競技別交流大会の開催地は、各ブロックでの調整の結果、第53回全国スポーツ少年大会は宮城県、第38回全国スポーツ少年団剣道交流大会は鹿児島県、第13回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会は福岡県となった。第37回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会については、本日現在、開催地が決定していないため、引き続き西地区内で調整することとした。

なお、各開催府県スポーツ少年団及び府県体育協会等関係機関の承認を得た時点で最終決定としたい旨を諮り、これを承認し、委員総会に付議することとした。

## 7. 全国スポーツ少年大会開催基準要項の改訂について

平成 25 年度から全国スポーツ少年大会の補助先が変更となること、また、社団法人全国体育指導委員連合の公益社団法人への移行し、全国スポーツ推進委員連合と名称が変更されたことに伴い、大会開催基準要項の改訂が必要となったことから、その改訂について諮り、これを承認。

## 8. 日本スポーツ少年団指導者制度の改訂について

第 9 次育成 5 か年計画では、日本体育協会公認スポーツ指導者制度との関連性を踏まえ、日本スポーツ少年団指導者制度の見直しを検討することとしている。

施策の遂行にあたり、平成 27 年度からの有資格指導者の複数配置に対応するため、指導育成部会において、スポーツドクター、スポーツデンティストを除く日本体育協会公認スポーツ指導者に、スポーツリーダーを取得することなく、認定員資格を付与する制度とする改訂について諮り、これを承認。

### 【意見・要望】

工藤常任委員

従来の制度と比べて、バレーボールの指導員やコーチ等、公認スポーツ指導者資格を有している指導者が、認定員の資格を取得する際のハードルが緩和されるものと理解する。申請の手続き等については、今後どのように案内が行われるのか。

事務局

本制度の改訂については、本常任委員会で承認を得た後、都道府県スポーツ少年団を通じて周知していく。

また、認定員の資格を付与する権限を都道府県スポーツ少年団に委譲しているため、認定員資格の取得に必要な諸条件、申請の手続き等は都道府県ごとに取り決めがなされていることをご承知おきいただきたい。

工藤常任委員

都道府県によって多少手続きに違いがあるものの、これまでよりは簡便に資格取得が出来るということか。

事務局

事務的な手続きをひとつ緩和した形で資格の取得が可能になるという取り組みである。

佐藤（厚）常任委員

今回の改訂内容について、認定員を増やすという観点から納得できる部分がある一方、現場での困惑も予想されるのではないか。スポーツ少年団に関する講義、例えば、認定員養成講習会のカリキュラムの一つである「意義と原則」の講義を受講するか、それに相当する内容の研修を課すべきだと考える。

事務局

現在の制度では、スポーツリーダー以外の公認スポーツ指導者資格保有者は、制度上、一旦スポーツリーダーの資格を取得する必要があるが、改訂案では、スポーツドクター、スポーツデンティストを除く公認スポーツ指導者資格保有者が、スポーツリーダーの資格を取得する必要がなくなり、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団に推薦が可能な対象が増えることとなる。

市区町村から都道府県へ推薦される方々については、認定員としての認定を受ける候補者である以上、認定員養成講習会のカリキュラムの一つである「意義と原則」に相当する知識を有していることが必要であると考えており、この知識の習得に係る確認を都道府県ごとに様々な形で行っていただいているところである。この点は、現行の制度でも、改訂案として示している制度でも同様であり、今回の改訂は、事務的な手続きを見直し、市区町村から推薦される指導者の対象を増やすということを目的に行うものである。

## 9. 第40回日独スポーツ少年団同時交流日本団について

団長団の団長、総務、庶務の人選については、坂本本部長及び佐藤活動開発部会長に一任すること、日本団派遣者の内定及び決定については、坂本本部長及び今後選任する団長に一任とする旨を併せて諮り、いずれも承認。

また、定員での事業実施に向けて、ブロック選出常任委員に対し、グループ内等で調整の上、候補者を推薦してほしい旨を依頼した。

## 10. 2013年日独スポーツ少年団指導者交流日本団について

今後の事業実施の準備を取り進めるにあたり、日本団の団長及び総務の人選、並びに日本団派遣者の内定及び決定については、坂本本部長及び佐藤活動開発部会長に一任とする旨を諮り、いずれも承認。

### <報告事項>

#### 1. 平成24年度第3回日本スポーツ少年団常任委員会議事録について

資料に基づき報告。これを了承。

#### 2. 日本スポーツ少年団「第9次育成5か年計画」の進捗状況について

「第9次育成5か年計画」の遂行にあたり、本年度、これまで専門部会で検討を行った各施策項目のうち、特に都道府県、市区町村、そして単位団に理解と協力を得たい施策項目及びその進捗状況は以下のとおりである。

##### 「1. 組織の整備強化」

##### (1) 市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化

市区町村スポーツ少年団の組織の現状を把握し、強化・活性化すべき事柄を整理する必要があることから、全市区町村スポーツ少年団を対象としたアンケート調査を実施する準備を進めている。調査内容は、平成の大合併後の市区町村スポーツ少年団の組織体制や運営形態等をはじめ、現在の市区町村スポーツ少年団の実態を統計的に把握できる内容とし、調査は来年度実施し、平成26年度に結果を公表する予定としている。

##### 「2. 指導者・リーダーの養成および指導體制の拡充」

##### (1) 指導者の資格取得促進及び女性指導者の拡充

##### ①各単位団複数有資格者の配置

平成27年度からの義務化に向け、そのスケジュールと周知方法、さらに登録規程施行細則の改訂内容について協議を進めている。

##### ②全国競技別交流大会等参加指導者の有資格条件化

軟式野球とバレーボール交流大会を対象に、平成25年度から両競技の関係団体と協議を開始し、平成26年度に基準要項改訂、平成27年度に有資格条件化を目指す計画としている。

##### (2) 指導者の研修促進

##### ①研修事業の拡充

都道府県及び市区町村スポーツ少年団主催の研修事業の実施状況を調査した。

平成25年度は、調査結果を踏まえ、スポーツ少年団で実施すべき研修事業を検討し、平成26年度からモデル研修事業を実施する計画としている。

##### (5) 育成母集団の活動の充実

##### ①育成母集団活動の活性化、②育成母集団の名称の検討

育成母集団の実態把握のための調査準備を進めている。平成25年度に市区町村及び

単位スポーツ少年団に対し調査を実施し、平成 26 年度に調査結果を公表する計画としている。また、育成母集団の名称変更についても調査に併せ検討する。

### 「3. 活動の充実」

#### (2) 団員の加入及び継続活動充実

##### ③ 幼児加入のための条件整備

今年度は、認定育成員研修会にて日本体育協会が作成した「アクティブ・チャイルド・プログラム」に関する講義を実施し、プログラムの普及啓発に努めた。また、「平成 24 年度ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」では、テーマを「幼少年期の安全なスポーツ指導」とし、幼児加入に伴う様々な課題を見据え、法律・教育・医学等の見地から協議を行った。今後は、日本体育協会スポーツ医・科学専門委員会との連携を深め、幼児受入のためのプログラム開発とその普及を進めるとともに、計画の最終段階となる平成 28 年度からの幼児加入を制度化できるよう条件整備を進める計画としている。

#### (3) 地域スポーツクラブとしての発展

スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの育成現場での課題を抽出し、課題解決に向けた取り組みを協議するため、スポーツ少年団関係者と総合型地域スポーツクラブ関係者を構成員とする実務者会議を設置し、去る 2 月 19 日に第 1 回スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ連携促進実務者会議を開催した。今後は平成 26 年度まで継続的に開催し、日本体育協会地域スポーツクラブ育成専門委員会中央企画班で検討中の育成プランの実行と併せ、平成 27 年度からは連携のモデル事業を実施予定である。

#### (7) PR 活動の充実・強化

##### ① 効果的 PR 方法の実施

現行の広報活動を見直し、スポーツ少年団組織外への PR 方法や団員の加入促進につながる PR 計画の策定に着手している。各委員に対し、スポーツ少年団組織外への有効な PR 方法等、すでに都道府県や市区町村で実施し、効果を上げている取り組み等について情報提供を依頼。

以上の内容の他、他の施策項目についても、引き続き専門部会で協議を重ね、実行に移していく旨を報告し、これを了承。

### 【意見・要望】

- |            |   |
|------------|---|
| 安川 常任委員    | スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ連携促進実務者会議のメンバー構成を教えてください。   |
| 事務局        | 座長は、大阪教育大学教授で、スポーツ少年団と総合型地域スポーツクラブの双方に関わりのある赤松喜久氏が務め、その他にスポーツ少年団関係者 4 名、総合型地域スポーツクラブ関係者 3 名の計 7 名が班員を務める。 |
| 安川 常任委員    | 第 9 次育成 5 年計画の施策項目「地域スポーツクラブとしての発展」にて、平成 27 年度からモデル事業を実施することのことだが、モデル事業の案は実務者会議の中で整理されることになるのか。           |
| 事務局        | 実務者会議でモデル事業について検討を行い、事業の基本となるものを作成し、実行に移していきたいと考えている。   |
| 神野 常任委員    | モデル事業の計画が取りまとまった段階で、情報の提供をお願いしたい。   |
| 事務局        | 進捗状況を含め、適宜情報の発信を行っていく。  |
| 佐藤（厚） 常任委員 | 近年、毎年 1 万人単位で団員数が減少していることは由々しき問題である。活動現場では、スポーツ少年団に加入している兄弟姉妹   |

と一緒に就学前の子どもがやってくることもあり、その際、育成母集団の協力を得て行われる遊びを中心としてプログラムに参加して活動を行うケースもある。こうした状況を踏まえ、就学前の子どもでも登録が可能となるよう、1年でも早く規程を改訂し、団員として活動できるよう第9次育成5か年計画の施策項目「幼児加入の条件整備」を進めていただきたい。

佐々木常任委員

遊びを中心としたプログラムで幼児を受け入れ、育てていくことは良いことだと思うが、スポーツ少年団で幼児を受け入れるにあたっては、その指導方法等について勉強をしなければ、小学生以上の団員とは異なる様々な問題に対応できない。

実際の指導現場では、ジャンプが出来ない幼児がいるなど、運動能力が低い子もおり、このような状況下で、スポーツ少年団に幼児を巻き込んで活動していくことについては、その危険性を十分検討した上で取り組みを進めていくべきである。1年でも早く幼児加入を認めてほしいという意見も理解できるが、受入体制が十分に検討されていない中で、単に幼児加入を認めるよう規程等を整備ればよいという問題ではない。「幼児加入のための条件整備」については、この点に留意して今後計画を進めていただきたい。

佐藤（厚）常任委員

指導者が幼児のためのプログラムを作成して活動に取り組んでいる単位団もあり、幼児の受入・指導体制が整備されている単位団に幼児が登録できるよう仕組みを作っていくべきだと考える。

### 3. 日本スポーツ少年団創設50周年記念事業の終了について

創設50周年事業として実施し、第3回常任委員会で報告した以外の事業については、以下のとおりとなった。

- 1) 「功労者・優秀団等表彰」は、前回の常任委員会での報告の後、功労者16名、優秀団64団が追加され、功労者12,065名、優秀団6,887団となった。
- 2) 「記念誌」は、「日本スポーツ少年団50年史」として、第1分冊に日本スポーツ少年団史、都道府県スポーツ少年団史、第2分冊に各種統計資料などを収録し、3月8日発刊予定である。また、記念誌の簡易版を本会ホームページ上に掲載予定である。
- 3) 「スポーツ少年団全国清掃・美化・交流活動の実施」は、3月5日までに報告された結果、参加単位団数は6,928団、参加者数は217,417名となった。なお、未提出の市区町村や、実施日の延期等の理由により本年1月以降に実施している市区町村があるため、最終的な参加単位団数及び参加者数は、ホームページ等で報告予定である。
- 4) 「寄付金の募集」は、3月末まで受付を行うこととし、2月28日現在、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団、関係団体、個人等あわせて748件、5,829,310円の寄付をいただいた。
- 5) 「その他」として、「スポーツ少年団専用『フェアプレイ宣言』コンテンツ」は、現在までに12の単位スポーツ少年団から投稿されている。

「独立行政法人国立青少年教育振興機構『体験の風をおこそう』運動の推進支援」は、昨年6月14日付けで都道府県スポーツ少年団宛に周知した。

交付後20年を経過した都道府県スポーツ少年団旗の劣化が激しくなっていることから、各事業での団旗使用を奨励するため、新たに都道府県スポーツ少年団旗セット一式を無償交付することとした。

### 4. 平成24年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について

各ブロックとも開催主管県の協力により予定どおり終了した。

「日本スポーツ少年団役員改選」や「平成24年度日本スポーツ少年団事業計画・予算」につ

いて協議し、大筋で了解が得られたこと、また、「日本スポーツ少年団第9次育成5か年計画」、「日本スポーツ少年団創設50周年記念事業」、「スポーツ少年団における指導のあり方」等に関する意見・要望を得て、これらの内容について各専門部会で検討を行っている旨を報告し、これを了承。

5. 第35回全国スポーツ少年団剣道交流大会及び第10回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会における感謝状の贈呈について

3月末に開催される第35回剣道交流大会及び第10回バレーボール交流大会の開催に伴う感謝状について、両大会の実行委員と調整の結果、剣道交流大会は佐賀県剣道連盟をはじめとする2団体、バレーボール交流大会は南国市をはじめとする2市2団体に対して贈呈する旨を報告。これを了承。

6. 専門部会等報告について

第3回常任委員会以降に開催した各専門部会及びプロジェクトの協議事項について、以下のとおり報告。

なお、各専門部会の協議事項のうち、本常任委員会における議案、報告事項については報告を省略した。

<指導育成部会>

昨年12月5日開催の第4回及び2月28日開催の第5回指導育成部会について、富田部会長が欠席のため、事務局から以下の点を報告。

○スポーツ少年団認定育成員研修会について

研修内容を決定した。

○第18回スポーツ少年団指導者全国研究大会について

大会テーマ、日程、内容、特別講演のテーマ及び演者を決定し、各分科会のテーマ、座長、パネリストについては、近日中に調整することとした。

○スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキスト及びワークブックについて

改訂対象である第1章から第3章について、テキスト及びワークブックの改訂作業を進めていくこととした。

○スポーツ少年団登録規程施行細則の改訂について

登録規程施行細則の改訂案について協議を行い、次回部会で改めて協議することとした。

○平成25年度以降のスポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成講習会の検定試験について

ブロック会議で出された意見を踏まえ、検定試験の内容について協議を行い、各部会員に対し、検定試験に関する意見聴取を行い、日本体育協会指導者育成部と調整の上、必要に応じ検定試験の改善を行うこととした。

○スポーツ少年団認定育成員資格の更新手続きについて

事務的な手続きの誤りにより、公認スポーツ指導者資格を喪失しているにも関わらず、資格の更新がなされた認定育成員が発生したことからの取り扱いについて協議し、事務的な手続きの誤りであることから、過去に遡って当該者の資格を取り消す措置は行わないこととした。

○平成24年度シニア・リーダーの認定について

全過程を修了した103名を、2月28日付でシニア・リーダーとして認定した。なお、スクーリング参加者のうち、認定条件を満たせなかった2名を認定保留とした。

### <広報普及部会>

昨年12月13日開催の第3回及び2月21日開催の第4回広報普及部会について、住谷部長から、第3回及び第4回の協議事項である「平成25年度日本スポーツ少年団事業計画」及び「第9次育成5か年計画」は、議案で取り扱ったため、議案の協議をもって代える旨を報告。

### <活動開発部会>

昨年12月12日開催の第3回及び3月1日開催の第4回活動開発部会について、佐藤部長から以下の点を報告。

#### ○日独スポーツ少年団同時交流について

- 1)「青少年保護方針の導入に関する確認事項」は、これまで青少年保護に関する取り決めを明確に定めていなかったことから、1月16日付で締結した。今後は、受入ガイドブック及び事前研修会参加者ノート等の本事業関係資料に本件に係る内容を記載すること、確認事項に沿った具体的な取り組みについて検討することとした。
- 2)「ドイツ団受入における全体プログラムの構成」は、ドイツスポーツユースから、第40回交流以降の全体プログラムについて、東京都内自由研修を2日間設定してほしい旨の要望があり、全体プログラムの内容等を検討することで、可能な範囲で要望に沿えるよう対応していくこととした。また、次年度同時交流が第40回を迎えることから、両国の全体プログラムで、記念レセプションを開催したい旨の要望があり、これを了承した。
- 3)「次年度以降のドイツ団団長団プログラム」は、ドイツスポーツユースから、団長の日本滞在中のプログラムについて、第40回交流以降、被災地の状況を正確に把握し、ドイツ国内にその状況を伝えるために、団長団による被災地訪問の要望があったが、団長団視察順序に則り各グループを視察することとし、視察対象グループの日程に鑑み、可能であれば対応することとした。
- 4)「日独スポーツ少年団同時交流における指導者の派遣資格」は、本年度ブロック会議にて、指導者の年齢枠の撤廃及び派遣資格に都道府県・市区町村事務担当者の追加してほしい旨の要望があった。年齢枠については、本事業で得た経験を永くスポーツ少年団活動の現場で発揮することを期待し、現行どおりとし、また、派遣資格については、指導者が異国の地においてスポーツ少年団員に対し責任ある指導を行う上で、スポーツ少年団指導者資格を保有していることは必要最低限の条件であるとの結論に至り、現行どおりとした。

#### ○2013年日独スポーツ少年団指導者交流 共通テーマについて

ドイツスポーツユースと協議の結果、「子ども・若者の健康と運動」を共通テーマとして決定した。

#### ○第51回全国スポーツ少年団大会におけるSHIPS活動について

開催県である大分県から、近年の各県参加者の実情に鑑み、本来であれば県別対抗であるSHIPS活動を生活班対抗で実施したい旨の要望があり、これを認めることとした。

### <リーダー養成ワーキンググループ>

1月18日開催の第3回及び2月22日開催の第4回リーダー養成ワーキンググループについて、事務局から以下の点を報告。

#### ○平成24年度シニア・リーダースクール参加者評価について

8月のスクーリング以降に実施した通信研修課題の評価に基づき、第3回ではフォローアップ研修課題対象者等12名の対応について、また第4回では第3回の会議で課した課題対象者からの課題提出状況および担当講師の評価を基に、シニア・リーダー認定候補者

について協議した結果、今年度のシニア・リーダー認定候補者を 103 名とした。

なお、スクーリング参加者のうち、認定条件を満たせなかった 2 名を認定保留とした。

○平成 25 年度シニア・リーダースクールについて

スクーリングのプログラム内容等について協議を行った。

○シニア・リーダースクール紹介 DVD について

シニア・リーダースクールの参加者数が減少していることを受け、シニア・リーダースクールの周知を図るための紹介 DVD を作成することとした。なお、DVD は完成次第、各都道府県スポーツ少年団に 1 部ずつ送付の予定としている。

○平成 25 年度全国リーダー連絡会について

次年度のテーマおよび事前アンケート等について協議を行った。

○リーダー関係のテキスト及びマニュアルについて

リーダー育成マニュアル、ジュニア・リーダーのテキスト、リーダーのためのテキストブックの改訂等の必要性について協議を行った。

7. ブロック報告について

藤沼常任委員から、関東ブロックでの本部長会議にて、関東ブロックから選出する常任委員の任期を 2 期 4 年以上とすることを決定した旨、報告があった。また、平成 25 年度の日中青少年スポーツ指導者交流の関東ブロックでの受入県が埼玉県に決定した旨、併せて報告があった。

上杉常任委員から、第 9 次育成 5 か年計画の施策項目「幼児加入のための」及び「障害を持った子どもたちの加入促進」の推進にあたっては、指導者の資格・資質が問題となってくることから、指導者への研修という観点も踏まえ必要な対応を検討してほしい旨、要望があった。

8. その他

・平成 25 年度日本スポーツ少年団常任委員会及び委員総会の開催日程について

平成 25 年度の会議開催日程を報告。これを了承。

以上、全ての議事を終了し 16 時 15 分閉会。